

宮若市外二町じん芥処理施設組合
「次期可燃ごみ処理施設及び次期マテリアルリサイクル施設整備に伴う発注者支援等業務委託」
仕様書

1. 業務の目的

本業務は、宮若市外二町じん芥処理施設組合（以下、「組合」という。）において計画している次期可燃ごみ処理施設及び次期マテリアルリサイクル施設の整備・運営事業（以下、「本事業」という。）に係る基本設計業務として、見積仕様書の作成、技術調査、要求水準書（発注仕様書）案の作成等の一連の業務を実施する。また、本事業の発注に際し、組合が令和7年度に策定した新ごみ処理施設整備基本計画（以下、「整備計画」という。）の民間活力導入可能性調査結果に準じた事業方式で実施するにあたり、廃棄物処理施設の整備及び運営に関する幅広い知識と高度な専門能力を有するコンサルタントの支援を受けることにより、適正かつ円滑でより質の高い事業の実施を実現することを目的とする。

なお、本業務の遂行においては、整備計画を踏まえることとし、一般廃棄物の排出方法及び収集方法の変更は実施しないことを前提する。

2. 本事業に係る対象施設及び建設予定地

本事業の対象施設及び建設予定地は、以下に示すとおり。なお、以下に示す施設規模は、整備計画によるものである。

①次期可燃ごみ処理施設（ストーカ方式・熱回収施設（CO₂排出抑制含む）／
施設規模最大40t／日（提案により縮小可））

宮若市本城1593-38

（現くらじクリーンセンターの固形燃料（RDF）化施設（66t／16h）の建屋を活用）

②次期マテリアルリサイクル施設

（マテリアルリサイクル推進施設/施設規模18.1t／5h）

鞍手町新延1296-8（現泉水最終処分場資源化施設）

3. 本業務の実施上の留意事項等

- (1) 本業務を受注した者（以下「受注者」という。）は、本事業に係る発注者の方針や意向を十分に理解して、発注者を支援すること。
- (2) 受注者は、常に発注者の支援者としての立場に立ち、発注者の利益を守ることを最大の任務と捉え、発注者との高い信頼関係及び倫理性の保持を徹底すること。
- (3) 受注者は、本業務に係る関係諸法令及び関連条例等の遵守を徹底すること。
- (4) 受注者は、本業務の実施に關し疑義が生じた場合、速やかに発注者と協議を行うこと。
- (5) 受注者は、本業務の遂行にあたり、発注者の方針や意向を踏まえ、発注者が当然必要な業務であると考えるものに関しては、本業務に含まれるものとして遅滞なく遂行すること。
- (6) 管理技術者として、技術士法第2条第1項に規定する技術士の資格（下記①又は②のい

ずれかに該当するものに限る。) を有する者を配置できること。

①総合技術監理部門 衛生工学－廃棄物・資源循環

(旧科目である「廃棄物管理計画」「廃棄物処理」又は「廃棄物管理」を含む。)

※管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の技術上の管理を行う者をいう。

②衛生工学部門 廃棄物・資源循環 (旧科目である「廃棄物管理計画」「廃棄物処理」又は「廃棄物管理」を含む。)

4. 業務の内容

4. 1 次期可燃ごみ処理施設整備・運営事業に係る業務

4. 1. 1 基本設計業務

組合が計画している次期可燃ごみ処理施設(以下、「熱回収施設」という。)について、以下に掲げる事項の整理や検討を行う。なお、それらの基礎資料とするため、見積仕様書を作成し、プラントメーカー複数社を対象に調査・ヒアリングを行うものとする。また、組合が別途に実施している生活環境影響調査及び水源調査等と十分な調整を図るものとする。

(1) 設計条件の整理

整備計画を踏まえ、基礎資料を収集・整理し、熱回収施設整備に関する設計条件を整理する。ここで、処理対象ごみ、建設地の状況(ユーティリティの取り合い点など含む。)、必要な法的手続き及び事業スケジュールについても確認する。

(2) ごみ排出量予測及びごみ質の更新

既往調査資料、関連資料及び課題に基づき、整備計画で策定した処理対象区域内のごみ排出量予測及びごみ質の更新を行う。併せて、埋立処分場の安定化のため、飛灰及びそれ以外の処理方法を検討する。

(3) 環境目標値の確認

整備計画で設定した環境目標値について、関係法令及び社会情勢等を整理し、最新情報の適合性を確認する。

(4) 施設規模

熱回収施設の規模を(1)及び(2)に基づき、目標年次年間ごみ処理量、施設の年間稼働日数等を勘案し設定する。

(5) 基本システムの検討

熱回収施設の立地特性や求められる性能を十分に考慮し、整備計画で示した下記事項について必要な見直しを行う。なお、検討を進めるに際しては、組合と協議の上、メーカーヒアリングを行う。

① 排ガス処理方式

公害防止条件と維持管理費用、最新の技術開発を踏まえ、熱回収施設における排ガス

処理方式を検討する。

② その他処理方式

受入・供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、通風設備、灰出し設備、給水設備、電気・計装設備等に関し、必要な検討を行う。

③ 余熱利用計画

熱回収施設から発生する熱量を算定し、有効利用方法を検討し、余熱利用に必要となる設備等について検討する。

(6) 発注方法の検討

熱回収施設整備・運営事業の発注方法について検討する。

(7) 環境啓発設備の検討

環境学習に関する啓発を目的とした環境啓発設備の内容について検討し、必要な設備等をとりまとめる。

(8) 処理フローの検討

(5) の検討結果を基に選定された方式について、処理フローをとりまとめる。

(9) 設備計画の検討

設定した環境規制目標値を遵守し、計画ごみ質の範囲内で常に計画ごみ量を処理できるように、次に示す基本的事項について型式（方式）・設備構成等を決定し、その設計概要をまとめる。また、主要機器仕様を明らかにする。

① 热回収施設

ア) 機械設備

- (a) 受入・供給設備
- (b) 燃焼設備
- (c) 燃焼ガス冷却設備
- (d) 排ガス処理設備
- (e) 余熱利用設備
- (f) 通風設備
- (g) 灰出し設備
- (h) 給水設備
- (i) 排水処理設備

イ) 電気・計装設備

ウ) 土木・建築設備

② 付帯設備

計量機、洗車場、植栽、外構等施設整備に必要な付帯設備を検討する。

(10) 外構施設計画

熱回収施設の維持管理及び円滑な施設運営に供するために、次に示す外構施設の構造・形式・数量等基本的事項について検討する。検討においては、既存施設の有効利用の可否について検討する。

- ① 構内道路
- ② 構内排水設備
- ③ 門、囲障
- ④ 搬出入道路
- ⑤ 搬入車両の滞留スペース
- ⑥ 駐車場
- ⑦ 植栽

(11) 建築計画

熱回収施設の規模、形式に対し、既設の建屋を活用するにあたり、非破壊検査、建物耐震診断等の結果を踏まえ、必要に応じ耐震補強及び改修について検討を行う。さらに、既存設備の解体撤去及び熱回収施設の設置に係る施工法について検討を行う。

また、処理方式の変更により工場棟内の見学者通路の減少が予想されるため、管理棟への効率的な研修のための設備の設置（改修・新設を含む）について検討を行い、管理棟の改修について、基本設計及び実施設計を実施する。

(12) 配置及び車両動線の検討

プラントメーカー等から徴収した見積設計図書の内容を踏まえて、車両動線、作業動線等を考慮して、全体配置を検討する。検討においては、既存建屋を活用するにあたり、既存設備の解体撤去の作業動線に留意すること。

(13) 図面作成

プラントメーカー等から徴収した見積設計図書の内容を参考に、下記に示す図面を作成する。

- ① 全体配置図
- ② 車両動線計画図
- ③ 各階平面図
- ④ 断面図
- ⑤ 立面図
- ⑥ 鳥瞰図
- ⑦ アクセス道路の拡幅等図

(14) 運転管理計画の策定

熱回収施設の運転管理体制や維持管理に関する特記事項について検討する。

4. 1. 2 技術調査

見積仕様書を作成し、プラントメーカー等に対して見積設計図書作成等の調査依頼を行い、見積等の徵収を行う。さらに、徵収した見積設計図書等の内容を精査し、熱回収施設整備に係る技術的及び経済的な比較・検討を行い、技術評価書としてとりまとめる。

(1) 見積仕様書の作成

見積仕様書を作成し、プラントメーカー等へ見積設計図書作成等の調査依頼を行う。

(2) 見積設計図書等の徵収及び技術比較

見積設計図書等の徵収を行い、徵収した見積設計図書等の内容を精査し、熱回収施設整備に係る技術的及び経済的な比較・検討を行う。

(3) 概算事業費の算定

見積設計図書等のとりまとめにおいて、概算事業費を算定する。

(4) 生活環境影響評価に係る予測条件の検討

組合が別途に実施する生活環境影響調査に基づく生活環境影響評価の予測に必要となる条件のとりまとめを行う。予測条件のとりまとめにあたっては、必要に応じてプラントメーカー等へのヒアリングを行う。

(5) 解体計画の策定

① 策定にあたっての確認・検討

(2) により、プラントメーカー等から提出された見積設計図書等の既存施設の解体工事内容について整理するとともに、技術的な視点から比較検討を行う。

② 解体計画の策定

①の内容を踏まえ、解体計画をとりまとめる。

(a) 工事範囲（舗装、地下部、埋設部等を含む。）

(b) 解体撤去手順

(c) 仮設計画

(d) 環境対策（粉じん、排水、騒音、振動、土壤汚染対策等の環境保全、解体中のモニタリング）

(e) 熱回収施設を稼働させながらの関係車両の動線計画

(f) 復旧方法

(g) 解体撤去費

(h) 解体撤去工程

(i) 廃棄物（汚染物質を含む。）の処分

- (j) 財産処分
- (k) その他必要な事項

4. 1. 3 要求水準書（発注仕様書）案等の作成

（1）建設請負工事に係る要求水準書（発注仕様書）案の作成

前項までの検討内容を踏まえ、見積仕様書を修正し、建設請負工事に係る要求水準書（発注仕様書）案の作成を行う。

（2）運転・維持管理業務に係る要求水準書（発注仕様書）案の作成

整備計画の民間活力導入可能性調査を踏まえた事業手法を想定した運転・維持管理業務に係る要求水準書（発注仕様書）案の作成を行う。

（3）事業計画の策定

① 事業スケジュールの策定

熱回収施設の供用開始に至るまでのスケジュールを策定する。

② 工事施工計画の策定

プラントメーカー等から徴収した見積設計図書の内容を踏まえて、全体の工事工程（実施設計、建築工事、機械工事、試運転期間等）を検討する。

③ 財源計画の検討

熱回収施設整備及び運営事業に必要な費用及び財源について検討する。

4. 2 次期可燃ごみ処理施設（熱回収施設）整備運営事業に係る事業者選定

4. 2. 1 事業者選定方法の検討

事業を実施するにあたっての事業条件や事業者選定方法について、次の事項の整理や検討を行った上で、宮若市外二町じん芥処理施設組合ごみ処理施設等事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）で決定するための支援を行う。事業費の選定にあたっては、基本設計により作成した要求水準書案について、プラントメーカー複数社を対象に調査・ヒアリングを行い、要求水準書等作成の基礎資料とする。

（1）契約方式等の検討

① 契約方式の検討

契約方式である「一般競争入札（総合評価一般競争入札等）方式」、「プロポーザル方式」等、採用する方式について検討する。

② 審査手順の検討

審査手順、選定委員会の位置づけ及び事務局との役割分担等の運営要領について検討を行う。

(2) プラントメーカーへのヒアリング

基本設計により作成した要求水準書案をもとに、プラントメーカーへ見積設計図書等の提出を依頼し、それらを受理した上でヒアリングを行う。

なお、プラントメーカーから徴収した見積設計図書等は、予定価格及び債務負担行為議決資料、要求水準書等の策定に必要な基礎資料とする。

(3) 事業スキーム、契約方法等の検討

事業スキームや契約方法等、以下の項目について検討を行う。

- ① 事業スキーム
- ② 契約方法
- ③ 運営期間
- ④ 事業範囲
- ⑤ 施設整備・運営に係る諸仕様
- ⑥ 官民役割分担
- ⑦ 事業リスク
- ⑧ 法的制約、必要な法的手続き等

(4) 事業者選定方法の検討

事業者選定の手順・審査方法・スケジュール及び民間事業者参加条件等の検討を行う。

(5) 予定価格及び債務負担行為議決資料の作成支援

予定価格及び債務負担行為議決資料の作成を行う。

4.2.2 実施方針の作成及び公表

事業の実施方針の作成及び公表について必要な事項を取りまとめ、事業者からの質問に対する回答の作成等について支援する。

- ① 実施方針案の作成・公表
- ② 実施方針案に対する意見の徴収及び質問に対する回答の作成

4.2.3 特定事業の選定に係る資料作成

事業実施に係るVFMの検討、分析、評価を行い、VFMの算出結果を基に特定事業の選定に関する公表資料（案）を作成する。

4.2.4 事業者の募集に係る書類の作成

整備計画の民間活力導入可能性調査及び前項の特定事業の選定による事業方式で実施する本事業の事業者を募集するにあたって必要となる書類等（以下「募集書類」という。）を作成し、公表するための支援を行う。

(1) 入札説明書（選定方法が公募型プロポーザル方式による場合は募集要項）の作成
事業スキーム、事業者選定方法等の結果を踏まえ、事業者募集に必要な入札説明書を作成する。

- ①募集条件の検討
- ②官民個別リスク項目の抽出及び共通リスク項目の抽出及び対策の検討
- ③支払い方法の検討
- ④事業破綻時処理の明確化
- ⑤契約内容・方法の検討
- ⑥入札説明書の作成

(2) 要求水準書の作成

本事業に係る新ごみ処理施設等の整備及び運営に関する要件等について整理・検討し、要求水準書を作成する。

(3) 落札者決定基準書（案）（選定方法が公募型プロポーザル方式の場合は優先交渉権者選定基準書）の作成

事業者募集・選定方法の検討結果を踏まえ、事業者提案書の審査方法及び落札者決定基準方法について検討し、落札者決定基準書（案）を作成する。

(4) 様式集の作成

事業者の募集に必要となる様式集を作成する。

(5) 契約書（案）の作成

入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書等に係る検討結果を踏まえ、事業者募集に必要な契約書（案）を作成する。契約書（案）は、基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計・建設工事請負契約書（案）、運転維持管理業務委託契約書（案）（以上はD B O方式の場合であり、B T O方式の場合は設計・建設工事請負契約書（案）及び運転維持管理業務委託契約書（案）が事業契約書（案）となる。以下、同じ。）等とする。

(6) 募集書類への事業者からの質問に対する回答案の作成

事業者の募集にあたって募集書類に対する事業者からの質問への回答案を作成する。

(7) 提案書審査支援

事業者から提出される提案書の基礎審査等の支援を行う。また、選定委員会が行う審査の支援を行う。

(8) 契約等の締結に係る支援

以下に示す事業者との協定及び契約の締結に係る交渉及び契約締結に係る支援を実施

する。

- ①基本協定の締結
- ②基本契約の締結
- ③設計・建設工事請負契約の締結
- ④運転維持管理業務委託契約の締結

4.2.5 選定委員会の運営支援

事業者の選定にあたって、選定委員会の運営支援を実施する。

なお、選定委員会の開催は5回程度とし、委員への報酬及び交通費は組合が負担する。

(1) 選定委員会の会議資料作成

事業者募集に係る書類案や事業者からの提案書等の各種資料を基に、選定委員会の運営に必要な資料の作成を行う。

(2) 選定委員会の説明及び質問対応

選定委員会における説明及び質問への対応を行う。また、必要に応じて委員等への事前協議に同行し、説明等を行う。

(3) 議事録及び審査講評の作成

選定委員会の運営支援として、以下に示す作成及び支援を行う。

- ①議事録（全文及び要旨）の作成
- ②審査講評の作成支援

4.2.6 事業者選定に関する客観的評価結果の公表支援

事業者選定に関する客観的評価結果の公表にあたって必要となる資料の作成を行う。

4.2.7 費用対効果分析

本事業において、循環型社会形成推進交付金を活用するために必要となる費用対効果分析を実施する。

4.3 次期マテリアルリサイクル施設整備・運営に係る業務

4.3.1 基本設計業務

組合が計画している次期マテリアルリサイクル施設（以下、「資源化施設」という。）について、以下に掲げる事項の整理や検討を行う。なお、それらの基礎資料とするため、見積仕様書を作成し、プラントメーカー複数社を対象に調査・ヒアリングを行うものとする。また、組合が別途に実施している生活環境影響調査と十分な調整を図るものとする。

(1) 設計条件の整理

整備計画を踏まえ、基礎資料を収集・整理し、資源化施設整備に関する設計条件を整理

する。ここで、処理対象ごみ、建設地の状況（ユーティリティの取り合い点など含む。）、必要な法的手続き及び事業化スケジュールについても確認する。

（2）ごみ排出量及びごみ質の更新

既往調査資料、関連資料及び課題に基づき、整備計画で策定した処理対象区域内のごみ排出量予測及びごみ質の更新を行う。

（3）環境目標値の確認

整備計画で設定した環境目標値について、関係法令及び社会情勢等の整理し、最新情報の適合性を確認する。

（4）施設規模

資源化施設の規模を（1）及び（2）に基づき、目標年次年間ごみ処理量、施設の年間稼働日数、月変動係数等を勘案し設定する。

（5）基本システムの検討

資源化施設の立地特性や求められる性能を十分に考慮し、整備計画で示した下記事項について必要な見直しを行う。なお、検討を進めるに際しては、組合と協議の上、メーカー・ヒアリングを行う。

受入・供給設備、燃えないごみ処理系列、ビン・缶処理系列、ペットボトル処理系列、容器包装プラ処理系列、製品プラ処理系列、集じん・脱臭設備、給水設備、電気・計装設備等に関し、必要な検討を行う。

（6）発注方法の検討

資源化施設整備・運営事業の発注方法について検討する。

（7）環境啓発設備の検討

環境学習に関する啓発を目的とした環境啓発設備の内容について検討し、必要な設備等をとりまとめる。

（8）処理フローの検討

（5）の検討結果を基に選定された方式について、処理フローをとりまとめる。

（9）設備計画の検討

設定した環境規制目標値を遵守し、常に計画ごみ量を処理できるように、次に示す基本的事項について型式（方式）・設備構成等を決定し、その設計概要をまとめる。また、主要機器仕様を明らかにする。

① 資源化施設

ア) 機械設備

- (a) 受入・供給設備
- (b) 燃えないごみ処理系列
- (c) ビン・缶処理系列
- (d) ペットボトル処理系列
- (e) 容器プラ処理系列
- (f) 製品プラ処理系列
- (g) 集じん・脱臭設備

イ) 電気・計装設備

ウ) 土木・建築設備

② 付帯設備

計量機、洗車場、植栽、外構等施設整備に必要な付帯設備を検討する。

(10) 外構施設計画

資源化施設の維持管理及び円滑な施設運営に供するため、次に示す外構施設の構造・形式・数量等基本的事項について検討する。

- ① 構内道路
- ② 構内排水設備
- ③ 門、囲障
- ④ 搬出入道路
- ⑤ 搬入車両の滞留スペース
- ⑥ 駐車場
- ⑦ 植栽

(11) 建築計画

資源化施設の規模、形式及び周辺環境に適合するよう基本的事項について検討する。

- ① 意匠上の検討
- ② 必要諸室及び建築規模の検討
- ③ 構造方式の検討
- ④ 仕上げ及び使用材料・仕様の検討
- ⑤ 搬入車両の滞留スペース
- ⑥ 建物内動線の検討

(12) 配置及び車両動線の検討

プラントメーカー等から徴収した見積設計図書の内容を踏まえて、車両動線、作業動線等を考慮して、全体配置を検討する。

(13) 図面作成

プラントメーカー等から徴収した見積設計図書の内容を参考に、下記に示す図面を作成する。

- ① 全体配置図
- ② 車両動線計画図
- ③ 各階平面図
- ④ 断面図
- ⑤ 立面図
- ⑥ 鳥瞰図
- ⑦ アクセス道路の拡幅等図

(14) 運転管理計画の策定

資源化施設の運転管理体制や維持管理に関する特記事項について検討する。

4. 3. 2 技術調査

見積仕様書を作成し、プラントメーカー等に対して見積設計図書作成等の調査依頼を行い、見積等の徴収を行う。さらに、徴収した見積設計図書等の内容を精査し、資源化施設設備に係る技術的及び経済的な比較・検討を行い、技術評価書としてとりまとめる。

(1) 見積仕様書の作成

見積仕様書を作成し、プラントメーカー等へ見積設計図書作成等の調査依頼を行う。

(2) 見積設計図書等の徴収及び技術比較

見積設計図書等の徴収を行い、徴収した見積設計図書等の内容を精査し、資源化施設設備に係る技術的及び経済的な比較・検討を行う。

(3) 概算事業費の算定

見積設計図書等のとりまとめにおいて、概算事業費を算定する。

(4) 生活環境影響評価に係る予測条件の検討

組合が別途に実施する生活環境影響調査に基づく生活環境影響評価の予測に必要となる条件のとりまとめを行う。予測条件のとりまとめにあたっては、必要に応じてプラントメーカー等へのヒアリングを行う。

(5) 解体計画の策定

① 策定にあたっての確認・検討

(2) により、プラントメーカー等から提出された見積設計図書等の既存施設の解体工事内容について整理するとともに、技術的な視点から比較検討を行う。

② 解体計画の策定

- ①の内容を踏まえ、解体計画をとりまとめる。
 - (a) 工事範囲（舗装、地下部、埋設部等を含む。）
 - (b) 解体撤去手順
 - (c) 仮設計画
 - (d) 環境対策（粉じん、排水、騒音、振動、土壤汚染対策等の環境保全、解体中のモニタリング）
 - (e) 現資源化施設を稼働させながらの関係車両の動線計画
 - (f) 復旧方法
 - (g) 解体撤去費
 - (h) 解体撤去工程
 - (i) 廃棄物（汚染物質を含む。）の処分
 - (j) 財産処分
 - (k) その他必要な事項

4.3.3 要求水準書（発注仕様書）案等の作成

（1）建設請負工事に係る要求水準書（発注仕様書）案の作成

前項までの検討内容を踏まえ、見積仕様書を修正し、建設請負工事に係る要求水準書（発注仕様書）案の作成を行う。

（2）運転・維持管理業務に係る要求水準書（発注仕様書）案の作成

事業手法を想定した運転・維持管理業務に係る要求水準書（発注仕様書）案の作成を行う。

（3）事業計画の策定

① 事業スケジュールの策定

資源化施設の供用開始に至るまでのスケジュールを策定する。

② 工事施工計画の策定

プラントメーカー等から徴収した見積設計図書の内容を踏まえて、全体の工事工程（実施設計、建築工事、機械工事、試運転期間等）を検討する。

③ 財源計画の検討

資源化施設整備及び運営事業に必要な費用及び財源について検討する。

4.4 次期マテリアルリサイクル施設（資源化施設）整備運営事業に係る事業者選定

4.4.1 事業者選定方法の検討

事業を実施するにあたっての事業条件や事業者選定方法について、次の事項の整理や検討を行った上で、選定委員会で決定するための支援を行う。事業費の設定にあたっては、基本設計により作成した要求水準書案について、プラントメーカー複数社を対象に調査・ヒアリングを行い、要求水準書等作成の基礎資料とする。

（1）契約方式等の検討

① 契約方式の検討

契約方式である「一般競争入札（総合評価一般競争入札等）方式」、「プロポーザル方式」等、採用する方式について検討する。

② 審査手順の検討

審査手順、選定委員会の位置づけ及び事務局との役割分担等の運営要領について検討を行う。

(2) プラントメーカーへのヒアリング

基本設計により作成した要求水準書案をもとに、プラントメーカーへ見積設計図書等の提出を依頼し、それらを受理した上でヒアリングを行う。

なお、プラントメーカーから徴集した見積設計図書等は、予定価格及び債務負担行為議決資料、要求水準書等の策定に必要な基礎資料とする。

(3) 事業スキーム、契約方法等の検討

事業スキームや契約方法等、以下の項目について検討を行う。

① 事業スキーム

② 契約方法

③ 運営期間

④ 事業範囲

⑤ 施設整備・運営に係る諸仕様

⑥ 官民役割分担

⑦ 事業リスク

⑧ 法的制約、必要な法的手続き等

(4) 事業者選定方法の検討

事業者選定の手順・審査方法・スケジュール及び民間事業者参加条件等の検討を行う。

(5) 予定価格及び債務負担行為議決資料の作成支援

予定価格及び債務負担行為議決資料の作成を行う。

4.4.2 実施方針の作成及び公表

事業の実施方針の作成及び公表について必要な事項を取りまとめ、事業者からの質問に対する回答の作成等について支援する。

① 実施方針案の作成・公表

② 実施方針案に対する意見の徴収及び質問に対する回答の作成

4.4.3 特定事業の選定に係る資料作成

事業実施に係るVFMの検討、分析、評価を行い、VFMの算出結果を基に特定事業の選定に関する公表資料（案）を作成する。

4.4.4 事業者の募集に係る書類の作成

整備計画の民間活力導入可能性調査及び前項の特定事業の選定による事業方式で実施する本事業の事業者を募集するにあたって必要となる書類等（以下「募集書類」という。）を作成し、公表するための支援を行う。

（1）入札説明書（選定方法が公募型プロポーザル方式による場合は募集要項）の作成

事業スキーム、事業者選定方法等の結果を踏まえ、事業者募集に必要な入札説明書を作成する。

①募集条件の検討

②官民個別リスク項目の抽出及び共通リスク項目の抽出及び対策の検討

③支払い方法の検討

④事業破綻時処理の明確化

⑤契約内容・方法の検討

⑥入札説明書の作成

（2）要求水準書の作成

本事業に係る新ごみ処理施設等の整備及び運営に関する要件等について整理・検討し、要求水準書を作成する。

（3）落札者決定基準書（案）（選定方法が公募型プロポーザル方式の場合は優先交渉権者選定基準書）の作成

事業者募集・選定方法の検討結果を踏まえ、事業者提案書の審査方法及び落札者決定基準方法について検討し、落札者決定基準書（案）を作成する。

（4）様式集の作成

事業者の募集に必要となる様式集を作成する。

（5）契約書（案）の作成

入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書等に係る検討結果を踏まえ、事業者募集に必要な契約書（案）を作成する。契約書（案）は、基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計・建設工事請負契約書（案）、運転維持管理業務委託契約書（案）（以上はDBO方式の場合であり、BTO方式の場合は設計・建設工事請負契約書（案）及び運転維持管理業務委託契約書（案）が事業契約書（案）となる。以下、同じ。）等とする。

（6）募集書類への事業者からの質問に対する回答案の作成

事業者の募集にあたって募集書類に対する事業者からの質問への回答案を作成する。

(7) 提案書審査支援

事業者から提出される提案書の基礎審査等の支援を行う。また、選定委員会が行う審査の支援を行う。

(8) 契約等の締結に係る支援

以下に示す事業者との協定及び契約の締結に係る交渉及び契約締結に係る支援を実施する。

- ①基本協定の締結
- ②基本契約の締結
- ③設計・建設工事請負契約の締結
- ④運転維持管理業務委託契約の締結

4.4.5 選定委員会の運営支援

事業者の選定にあたって、選定委員会の運営支援を実施する。

なお、選定委員会の開催は5回程度とし、委員への報酬及び交通費は組合が負担する。

(1) 選定委員会の会議資料作成

事業者募集に係る書類案や事業者からの提案書等の各種資料を基に、選定委員会の運営に必要な資料の作成を行う。

(2) 選定委員会の説明及び質問対応

選定委員会における説明及び質問への対応を行う。また、必要に応じて委員等への事前協議に同行し、説明等を行う。

(3) 議事録及び審査講評の作成

選定委員会の運営支援として、以下に示す作成及び支援を行う。

- ①議事録（全文及び要旨）の作成
- ②審査講評の作成支援

4.4.6 事業者選定に関する客観的評価結果の公表支援

事業者選定に関する客観的評価結果の公表にあたって必要となる資料の作成を行う。

4.4.7 費用対効果分析

本事業において、循環型社会形成推進交付金を活用するために必要となる費用対効果分析を実施する。

5. 成果品

受注者は、業務完了に際し、次の成果品を提出するものとする。なお、成果品の作成にあたっては、編集方法等について、あらかじめ組合と協議のうえ作成するものとする。

5.1 次期可燃ごみ処理施設（熱回収施設）整備運営に係る業務

- ① 基本設計書 A4 版 2部
- ② 技術調査書 A4 版 2部
- ③ 参考見積仕様書 A4 版 2部
- ④ 要求水準書案 A4 版 2部
- ⑤ 議事録一式 A4 版 2部
- ⑥ 上記電子データ（CD-R 等） 一式

5.2 次期可燃ごみ処理施設（熱回収施設）整備・運営事業に係る事業者選定

- ① 業務報告書 A4 版 2部（公表書類等を作成する過程において検討を行った事項についてとりまとめた書類（打合せ議事録、打合せ資料））
- ② 公表書類一式 A4 版 2部
- ③ 選定委員会に関する書類 A4 版 2部（選定委員会を運営する過程において作成した資料について取りまとめた書類（議事録、委員会資料））
- ④ 上記電子データ（CD-R 等） 一式

5.3 次期マテリアルリサイクル施設（資源化施設）整備・運営に係る業務

- ① 基本設計書 A4 版 2部
- ② 技術調査書 A4 版 2部
- ③ 参考見積仕様書 A4 版 2部
- ④ 要求水準書案 A4 版 2部
- ⑤ 議事録一式 A4 版 2部
- ⑥ 上記電子データ（CD-R 等） 一式

5.4 次期マテリアルリサイクル施設（資源化施設）整備運営事業に係る事業者選定

- ① 業務報告書 A4 版 2部（公表書類等を作成する過程において検討を行った事項についてとりまとめた書類（打合せ議事録、打合せ資料））
- ② 公表書類一式 A4 版 2部
- ③ 選定委員会に関する書類 A4 版 2部（選定委員会を運営する過程において作成した資料について取りまとめた書類（議事録、委員会資料））
- ④ 上記電子データ（CD-R 等） 一式

以上